

令和7年度 部活動ガイドライン

南魚沼市立八海中学校

1 基本方針（希望入部制とする）

- 生徒の自主的・自発的な参加により目標に向かい、仲間と協力して最後までやり遂げる力を育成し、望ましい人間関係を育てる。
- 活動を通して身に付けた積極的・肯定的な心構えを他の教育活動の場面で生かそうとする態度・実践力を養う。

2 設置部活動について

【運動部】

陸上競技部（男女）、野球部（男女）、ソフトテニス部（女）、バスケットボール部（男）、バレーボール部（女）、卓球部（男女）

【文化部】

吹奏楽部（男女）、文化部（男女）

【特設部活動】

バドミントン部、水泳部、剣道部、アルペンスキー部、クロスカントリースキー部

3 活動の概要について

（1）活動時間

- 平日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。
- ①1学期始業式から新人大会終了まで4日（月曜日を除く）
17時30分に活動終了、17時45分に下校完了とする。
- ②新人大会終了から3学期終業式まで3日（月曜日と他1日を除く）
17時15分に活動終了、17時30分に下校完了とする。
- 休日（週休日、祝日）や長期休業中の活動時間は、長くとも3時間程度とする。
- ※大会前等に活動時間の延長を行うことがあります。
- ※天候等の状況により、活動終了時間が早まる場合もある。
- ※定期テスト前の1週間（土日を含む）は、原則、活動しません。
- ※朝練習は行わない。

（2）休養日

- ①週2日以上設定とする。（オフシーズンは週3日以上）
- ②平日に1日以上、週休日に1日以上設定とする。月曜日は、原則、活動休止日とする。
- ③年間100日間以上の休養日を設定とする。
- ④休日（週休日、祝日）の休養日を年間50日以上設定とする。
- ③土日いずれも大会等に参加した場合は、翌週に適宜、休養日を設ける。
- ④長期休業中の週休日、祝日、学校無人化期間は、原則、休養日とする。

（3）活動場所（雨天時）

陸上	野球	バスケ	バレー	卓球	吹奏楽	文化	テニス
グラウンド (多目的、廊下)	グラウンド (ピロティ)	第一 体育館	第二 体育館	柔剣道場	音楽室 第2学習室	美術室	テニスコート (多目的、ピロティ)

※生徒同士の衝突事故がないように、体育館割当やランニングコースを設定する。

※冬期間はグラウンドが使用できないため、活動場所の割当を提示する。

(4) その他

- ①希望加入制とする。
- ②1年生は「入部届」を提出する。
- ③長期休業中の活動については、別に定める。
- ④下校時には各顧問が玄関指導を行い、全校生徒に下校を促す。スクールバスに乗り遅れることがないように指導する。
- ⑤社会体育で活動している生徒は、保護者の責任において中体連の主催する大会に出場することができる。※夏季大会参加は、全競技を通じて1人1競技とする。
- ⑥保護者会費は、保護者の会計担当が行い、監査も適切に行ってもらおう。
- ⑦4月の部活動方針説明会で各部の活動計画、保護者会費、新入生の購入品について説明する。
- ⑧年休、出張等で練習時に顧問が不在の場合は、原則活動しない。事前に生徒に安全な練習メニューを指示し、近くで活動している部の顧問から監督の協力が得られれば可能とする。
- ⑨休部について、医師により運動に制限がかかった場合や心身の不調を訴えた場合は、状況に応じて本人、顧問、学級担任、保護者と相談して可能とする。期間や条件等はその都度確認する。
- ⑩転部について、特別な事情により継続して部活動に参加できない場合について、本人、顧問、学級担任、保護者と相談して認める。
例)心身の不調、医師の運動制限、校外のクラブ等への所属
- ⑪各部で毎月の活動予定を作成し、月末に保護者に配布とする。
- ⑫生徒や部活動顧問の負担過重にならないよう、参加する大会等を精査とする。

4 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

- ①顧問(指導者)は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹とする。
- ②顧問(指導者)は、威圧的な言葉等による指導も体罰にあたることを認識し、それらの行為の禁止を徹底とする。

(2) 事故防止・安全指導について

- ①出張等で顧問(指導者・監督者)が部活動につけない場合は、原則として、活動はしません。活動時間内は活動場所に必ず1名以上、顧問(指導者・監督者)がつくようにとする。
- ②顧問(指導者)は、生徒の健康状態を確実に把握とする。
- ③顧問(指導者)は、安全基準を満たした施設、設備、用具の使用前・後及び定期的な点検を行います。生徒にも使用前の安全確認の習慣化を指導とする。なお、校外での活動も同様に安全確認を実施とする。
- ④生徒に対し、施設、設備、用具を正しく使い、事故が起きないように指導とする。
- ⑤自転車使用許可を受けた生徒には、ヘルメットを着用し、交通安全に留意して登下校、移動するよう指導する。

5 保護者へのお願いについて

- 地域移行に関するお問い合わせは市教育委員会へご連絡ください。
- 応援や差し入れについては、新潟県中学校体育連盟から出る指針と同様とする。
(八海中学校では食物アレルギー対応の観点から、差し入れについては控えていただくよう、お願いしている。)